

住宅の要件

設備の種類	住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム） 太陽熱利用システム	設備を設置する住宅は、次のいずれかに該当すること。 ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために町内に新築する住宅 ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等によりあらかじめ設置された町内に所在する住宅 エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅
窓の断熱改修	窓の断熱改修をする住宅は、次の要件を満たすこと。 ア 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。 イ 次のいずれかに該当すること。 （ア） 補助事業を実施する者自らが所有し居住する町内に所在する住宅 （イ） 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅
定置用リチウムイオン蓄電システム	定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅は、町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
電気自動車	電気自動車を購入する者が居住する住宅は、次の要件を満たすこと。 ア 町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。 イ 町への実績報告の日までに補助事業を実施する者自らが居住する町内に所在する住宅 ウ 住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、

	V 2 H充放電設備を設置していること。なお、V 2 H充放電設備は、新設・既設を問わない。
V 2 H充放電設備	V 2 H充放電設備を設置する住宅は、町への実績報告の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車を導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は新設・既設を問わないものとし、電気自動車は新規導入・導入済みを問わない。